

Public Information Furubira

2015[平成27年]

広  
報

# ふるびら

9  
月号  
No.478



8月7日 幼児センター七夕まつり  
(撮影場所: 幼児センターホール)

# 古平町の人事行政の公表

古平町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、平成26年度の役場職員の給与及び勤務条件等について公表します。ただし、給与については、国や北海道の職員と比較するため、一般会計から支払われた職員（63名分）だけとします。

## 職員の任免及び職員数について

平成26年4月1日から3月31日までに12名採用し、4名が退職しました。また、平成26年4月1日の職員数は72名で、平成25年度と比較すると2名増加しています。（表1、表2参照）

【表1】平成26年度の採用と退職の状況

職 種	採 用	退 職	
		定年	自己都合
一般行政職	8人	2人	0人
医療職(保健師)	1人	0人	1人
福祉職(保育士)	3人	1人	0人

【表2】職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	25年度	26年度		
一般会計	61	63	2	退職者の補充
特別会計	9	9	0	
合計	70	72	2	

## 職員の給与について

■人件費  
平成26年度の一般会計の歳出額に占める人件費の割合は15・5%です。（表3参照）

※人件費とは、議会議員と各行政委員の報酬、特別職（町長、副町長、教育長）、職員給与等の合計です。

## 職員給与

平成26年度の職員の給与は、職員63人で、給料が2億2481万円、期末勤勉手当（ボーナス）が7589万7千円です。1人当たりの年間給与費は509万6千円です。（表4参照）

※給与とは、毎月の給料と扶養手当や住居手当などの各手当、ボーナスなどを合わせたものです。

【表3】人件費の状況（平成26年度一般会計決算見込）

歳出額 A	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 25年度の 人件費率
百万円 3,436	百万円 534	% 15.5	% 13.5

【表4】職員給与費の状況（平成26年度一般会計決算見込）

職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当		
人 63	千円 224,810	千円 20,361	千円 75,897	千円 321,068	千円 5,096

## ■平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

平成26年4月1日現在の古平町、北海道及び国家公務員の一般行政職の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額は表5のとおりです。給料と手当を含めた平均給与月額を比較すると、古平町の職員が31万6247円に対して、国家公務員は40万8472円と9万2225円少なく、人口が同じような類似団体と比較しても1万3609円少ない状況です。

【表5】一般行政職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
古平町	39.5 歳	293,965 円	331,969 円	316,247 円
北海道	45.4 歳	333,403 円	400,662 円	377,386 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.9 歳	304,640 円	344,641 円	329,856 円

【表6】一般行政職の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区 分	初任給	経験年数		
		10年～15年	15年～20年	30年～35年
大学卒	172,200 円	278,600 円	302,450 円	409,300 円
高校卒	140,100 円	223,350 円	293,300 円	386,200 円

■初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額  
平成26年4月1日現在の一般行政職の初任給及び経験年数別・学歴別平均給料月額では、大卒の初任給は17万2200円、高卒の初任給が14万1000円です。高卒で役場に入庁し、30～35年が経過した職員の平均給料は38万6200円です。（表6参照）

役場

■**期末・勤勉手当（ボーナス）**  
職員には一定の条件のもと表7のとおり期末・勤勉手当（ボーナス）を支給しています。年間3・95月分、1人当たりの平均支給額は127万4千円です。

■**退職手当**  
平成26年4月1日現在の退職手当は表8のとおりです。支給月数は国家公務員と同じです。

■**時間外勤務手当**  
正規の勤務時間以外に勤務した際の時間外勤務手当の実績は表9のとおりです。総額は85万8千3百円です。

※平均給料月額とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均です。  
※平均給与月額とは、毎月の基本給と各種手当を合わせた額の平均です。  
※平均給与月額（国ベース）とは、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等が含まれていないので、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
※職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定します。

【表7】 期末手当・勤勉手当の状況

区分	1人当たり平均支給額 (25年度) 千円	25年度支給割合		加算措置の状況
		期末手当 月分	勤勉手当 月分	
古平町	1,274	2.60	1.35	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 2~5%
北海道	1,521	2.60	1.35	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

一人当たりの年間支給額は11万9千円です。  
■**その他各種手当**  
その他の各種手当は表10のとおりです。

【表8】 退職手当（平成26年4月1日現在）

区分	勤続20年		勤続25年		勤続35年		最高限度額		その他の加算措置
	自己都合 月分	勤奨・定年 月分	自己都合 月分	勤奨・定年 月分	自己都合 月分	勤奨・定年 月分	自己都合 月分	勤奨・定年 月分	
古平町	21.62	27.025	30.82	36.57	43.70	52.44	52.44	52.44	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
北海道	21.62	27.025	30.82	36.57	43.70	52.44	52.44	52.44	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

【表9】 時間外勤務手当

	25年度決算	26年度決算見込
支給実績	9,229千円	8,583千円
職員1人当たり平均支給年額	131千円	119千円

【表10】 その他の手当

手当名	内容及び支給単価 (平成26年4月1日現在)	
	扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>その他の扶養親族 5,000円</li> <li>配偶者のいない扶養親族の内1人 11,000円</li> <li>特定扶養親族加算 5,000円</li> <li>扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円</li> </ul>
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>家賃23,000円までの職員 12,000円との差額全額</li> <li>家賃23,000円を超える職員 超える額の1/2を11,000円に加算した額(手当限度額27,000円)</li> </ul>	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>運賃全額支給限度額 55,000円</li> <li>交通用具(自家用車等)使用者は、通勤距離に応じて支給</li> </ul>	
管理職手当	管理職員に対して給料月額の7%	
休日勤務手当	祝日等の休日に勤務した場合に一時間当りの給与額の100分の135を支給	

【表11】 勤務時間の状況（平成26年4月1日）

始業	終業	休憩時間	閉庁日
8時45分	17時30分	60分間	土曜日及び日曜日
			国民の祝日に関する法律に規定する休日
			12月31日から翌年1月5日までの間

※ただし、幼児センターなどは異なった勤務形態となっています。

■**勤務時間**  
平成26年度の勤務時間は表11のとおり午前8時45分〜午後5時30分で、途中の休憩時間は60分です。（午前11時30分〜午後1時30分の間で職員が交代で60分の休憩を取っています）また土日祝日、12月31日〜1月5日までは役場は閉庁です。

勤務時間その他の勤務条件

勤務時間

■**その他の勤務条件**  
職員には表12のとおり年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休業が認められています。また年次有給休暇については年間20日取得できますが、その消化残日数を翌年に繰越すことができ、最大で40日まで取得できます。表13から一人平均年間7日取得しています。

【表12】 休暇等の種類と内容

区 分	内 容
年次有給休暇	1年に20日で、20日以内の残日数を翌年のみ繰り越せます。
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合
特別休暇 (主なもの)	結婚 5日以内 忌引 死亡した親族の続柄により1日～10日 産前産後 出産予定日の8週間前の日から出産の日後8週間を経過する日まで 夏季休暇 3日以内
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合 連続する2週間以上6月以内
育児休業	子が3歳に達するまでの期間

【表13】 年次休暇（有給休暇）の取得状況（平成26年）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
2,332 日	507 日	72 人	7.0 日	21.7 %

【表14】 分限及び懲戒処分の状況（平成26年度中）

区分	内 容	処分状況
分限処分	勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率を維持することを目的として行われる不利益処分であり、免職・降任・休職・降給の四種類がある。	心身の故障による休職 3件
懲戒処分	職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合などに、道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われる不利益処分であり、戒告・減給・停職・免職の四種類がある。	なし

職員の分限及び懲戒処分について

職務実績が良くない場合や職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行があった場合などに適用される分限処分と懲戒処分については、表14のとおりで平成26年度中の適用は3件ありました。

職員の勤務の状況について

勤務とは職務に従事することをいいますが、地方公務員法において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げ、これに専念しなければならぬ」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用

失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな義務や制限が課せられています。

職員の研修状況について

職員研修は「古平町職員の研修に関する要綱」に基づき、業務に必要な知識又は技術を取得するために研修計画をたてて実施しています。平成26年度は表15のとおり研修を実施しました。

【表15】 研修の状況

研修内容	受講者数
市町村アカデミー研修	2名
後志町村会研修（新採用）	10名
後志町村会研修（2年目）	5名
職員研修センター研修	0名
法制執務研修（基礎・応用）	7名
その他研修（メンタルヘルス等）	1名

職員の福利厚生の状況について

職員はすべて北海道市町村職員共済組合と北海道市町村職員福祉協会に加入しており、各種の福利厚生制度を利用しています。また、職員は

地方公務員災害補償法に基づき、公務上や通勤途中での死亡・負傷・疾病などの災害に対する補償を受けることができます。

【表16】 福祉の状況

区分	主な内容
北海道市町村職員共済組合	短期給付 職員や家族の病気やけが、出産、死亡、休業、災害などの給付
	長期給付 退職後の年金を給付
	福祉 各種貸付、貯金、健診、保養施設運営などの事業
北海道市町村職員福祉協会	福利厚生 保養施設利用助成、入院一時金、出産祝金
	医療給付 退職後の職員のための医療費助成、入院見舞金、死亡弔慰金
	貸付 育英資金貸付、一般貸付
	生命共済 死亡・高度障害・医療入院などの保険事業

職員の利益の保護の状況について

職員は公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や不利益な処分についての不服申立てを行うことができます。平成26年度の申立てはありませんでした。

# 今年度も臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 が支給されます！

いずれの給付金も、平成26年からの消費税率引き上げ(5%から8%)に際し、所得の低い方、子育て世帯への影響を緩和するための臨時的な給付措置です。

## ■申請受付及び給付時期

臨時福祉給付金は9月1日から申請を受け、支給は10月上旬を予定しています。

子育て世帯臨時特例給付金は児童手当現況届けの手続きの際に申請を終了しています。

## 臨時福祉給付金

### ◆支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方  
ただし、次に該当する場合は除きます。

- ・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
- ・生活保護の受給者である場合など

### ◆支給額

1人につき 6千円

## 子育て世帯臨時特例給付金

### ◆支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

①平成27年6月分の児童手当を受給している方

※特例給付(所得が高額な方について、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの)を受給している方は対象になりません。

②平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

### ◆対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当が対象となる児童

### ◆支給額

対象児童1人につき 3千円

◎今年度は、両方の給付金の支給対象となる方は両方受給することができます。

### ◇お問合せ先

役場 民生課 福祉係  
☎42-2181



### 臨時福祉給付金 支給要件

(所得税が課税されない所得水準の目安)

給与所得者		公的年金等受給者	
区分	非課税限度額※ (給与収入ベース)	区分	非課税限度額※ (年金収入ベース)
単身	100万円	単身	65歳以上 155万円
夫婦	56万円		65歳未満 105万円
夫婦子1人	205.7万円	夫婦	65歳以上 211万円
夫婦子2人	255.7万円		65歳未満 171.3万円

※生活保護基準の1級地(東京都23区等)における非課税限度額

### 子育て世帯臨時特例給付金 支給要件

(児童手当の所得制限限度額)

区分 (扶養親族の数)	限度額目安 (給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円
夫婦子3人(4人)	1002.1万円
夫婦子4人(5人)	1042.1万円

# 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のお知らせ



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

～平成27年10月にマイナンバーが通知、  
平成28年1月より利用開始します。～

## マイナンバー制度とは？

マイナンバー(個人番号)制度とは、住民票を有する全ての方に一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。

より正確な情報が得られるため、きめ細やかな支援が可能になります。  
**国民の利便性の向上**

社会保障サービスなどの申請時に、住民票や税の証明書などの提出が不要になります。また、関連のある申請が一度で済むようになります。  
**行政の効率化**

個人情報の照会に要している時間や労力、作業の重複などの無駄が削減されます。

## マイナンバーを使用する場面とは？

平成28年1月から、町や国などの行政機関では、社会保障、税、災害対策の行政手続で個人番号を利用します。

また、勤務先や民間事業者などで

も税や社会保険に関する手続きで使用されます。

社会保障 (年金、労働 医療、福祉)	年金の資格取得や確認、給付
	雇用保険の資格取得や確認、給付
	ハローワークの事務
	医療保険の保険料徴収
税	福祉分野の給付、生活保護 など
	税務署等に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 税務署等の内部事務 など
災害対策	被災者生活再建支援金の支給
	被災者台帳の作成事務 など

○勤務先 源泉徴収票や健康保険の届出書等に記入

○民間事業者 証券会社や保険会社等においては、法定調書に記載

## 事業者はマイナンバー利用の準備を

民間事業者も、平成28年1月から、報酬等に係る支払調書や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し税務署や市町村に提出したり、社会保険関係の手続きにおいてマイナンバーを記載し年金事務所・健康保険組合・ハローワーク等に提出するなどマイナンバーを利用します。

マイナンバーを利用するにあたり、次のとおり注意が必要です。

①マイナンバーの取得について

・取得する利用目的を従業員に伝える

・「源泉徴収票に記載します」など取得時の本人確認を厳格に

・「個人番号カード」もしくは、「通知カード+運転免許証」など

②利用目的以外の利用・提供は禁止

・マイナンバーは社員番号や顧客番号としては使えません

③保管と管理について

・必要がある場合に限り保管できます

・不必要になったら廃棄・削除すること

マイナンバーを安全に管理するため、担当者を明確にする、書類の保管にはカギ付き棚等にし、覗き見されないよう座席を工夫する、パソコンにはパスワードとウイルス対策ソフトを導入するなどの対策が必要となります。

## 「通知カード」とは？

マイナンバーは、住民票のある方に1人1番号が通知されます。

10月以降、住民票に記載された住所地に、地方公共団体情報システム機構から「通知カード」、「個人番号

カード交付申請書」等が簡易書留で郵送されます。世帯単位に郵送されますので、中身を確認し、無くさないよう保管してください。

「通知カード」は、マイナンバーをお知らせする紙製のカードで、12桁のマイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載されます。顔写真は掲載されません。



「通知カード」は、運転免許証やパスポートなどと合わせて、マイナンバーを使う各種手続きの際に番号確認として使用します。紛失した場合の再交付には手数料が必要となります。

マイナンバーは、番号が漏えいし、不正に使用される恐れがある場合を除き、一生変更されません。また、無闇にマイナンバーを他人に教えることも法律で原則禁止されていますので注意してください。

やむを得ない理由により住民票の住所地で「通知カード」を受け取れない方は

- ・ 東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している方
- ・ DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の場所へ移動している方
- ・ 長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していない方

以上のような方については、現在お住まいの場所（居所）をご登録いただければ、そこに通知カードを送付することも可能です。該当する方は、9月25日（金）までに居所情報の登録申請をお願いします。

「通知カード」の送付先に係る居所登録申請書を役場やインターネットから入手し、必要事項を記入して、役場民生課戸籍年金係まで持参、もしくは郵送してください。その際、次の書類を添付してください。

- ・ 申請者の本人確認書類（運転免許証などの写し）
- ・ 居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）
- ・ 代理人が申請する場合は、代理人の代理権を証明する書類（委任状など）及び代理人の本人確認書類（運転免許証などの写し）

「通知カード」とは別に、希望する方は「個人番号カード」を無料で取得することができます。

希望する方は「個人番号カード」が取得できます

「個人番号カード」は、プラスチック製のICチップのついたカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別が記載され、顔写真が掲載されます。裏面には、マイナンバーが記載されます。また、ICチップに記録される電子証明書を用い、e-Tax等の電子申請も行えます。



「個人番号カード」は表面に住所・氏名・生年月日・顔写真が記載されるため、運転免許証など同様の身分証明書として使用できます。そのため、マイナンバーを使う各種手続きの際には「個人番号カード」一枚で本人確認ができます。ただし、マイナンバーが記載された裏面を身分証明としてスキャン等の記録をすることは禁止されていますので、注意してください。

「個人番号カード」の有効期限は、20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し5年となっています。

「住民基本台帳カード」と「個人番号カード」の両方を所持することはできません。「個人番号カード」の交付時に、「住民基本台帳カード」は回収させていただきます。

「個人番号カード」はあくまで任意での取得となりますが、初回発行の手数料は無料となります。ただし、紛失等した場合には再発行手数料が必要となる予定です。

希望される方は、郵送される「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて返信用封筒に入れ投函してください。平成28年1月以降に、カードの交付準備が整うとハガキで交付通知書が送付されますので、「通知カード」、「交付通知書」、運転免許証等本人確認ができるものをお持ちになり役場民生課戸籍年金係までお越しください。

◇お問合せ先

☎ 0135-4212181

・ 「マイナンバー制度」について

役場 総務課 総務係

・ 「通知カード」及び「個人番号カード」について

役場 民生課 戸籍年金係

「敬老会」開催のお知らせ

◆開催日時

平成27年9月9日（水）  
午前11時から

◆場所

文化会館 太陽ホール

◆対象者

数え年77歳以上の方（昭和14年12月31日以前に生まれた方）

◇お問合せ先

保健福祉課 介護支援係  
（元氣プラザ） 川上・小野  
☎42-2182（内線12・13）



昨年の敬老会

第40回ロードレース大会

◆開催日時

平成27年10月12日（月）  
・受付 午前8時30分から  
・開会式 午前10時

◆スタート場所

古平町B&G海洋センター

◆種目

・走る2 km、4 km、6 km、10 km、15 km（ただし幼児は2 kmまでで保護者の同伴が必要。小学生は4 km、中学生は6 kmまで）  
・歩く2 km、4 km

◆参加料

大人1000円  
（高校生以下無料）

◇お問合せ・申込先

大会事務局（海洋センター内）  
教育委員会 生涯スポーツ係  
小原・殿山  
☎42-2300（FAXも同じ）



昨年の大会

ご存知ですか？

「障がい者（児）の手当」

北海道では、ご自宅で生活する障がい者又は障がい児の保護者の経済的負担を軽減するために、次の手当の支給を行っています。

※ただし、国が定める障害程度認定基準に該当する障がいであることが条件です。

特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある児童（満20歳未満）を養育している父母等に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。また、対象児童が障害年金等を受給できる場合は対象となりません。

特別障害者手当

身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい者（満20歳以上）に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。

障害児福祉手当

身体または精神に著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする障がい児（満20歳未満）に支給される手当です。ただし、所得による制限があります。また、障害年金等を受給できる場合は対象となりません。

◆手当の支給額及び支給月

手当の種類		支給額	支給月
特別児童扶養手当	1級（重度障害）	月額51,000円	4、8、11月の年3回にわけて支給されます
	2級（中度障害）	月額34,030円	
特別障害者手当		月額26,620円	2、5、8、11月の年4回にわけて支給されます
障害児福祉手当		月額14,480円	

※平成27年4月1日現在

〈申請に必要な書類〉

申請に必要な書類は保健福祉課窓口でお渡ししますので、直接窓口へお越し下さい。

◇申請・お問合せ先

保健福祉課 障害者支援係  
電話 42-2182

# 古平川水系河川整備計画の縦覧について

小樽建設管理部では、現在、古平川水系の今後の河川整備に関する事項を定める「古平川水系河川整備計画」の策定を進めています。

(余市町黒川町1248番地)

・古平町建設水道課

(古平町大字浜町40番地4)

皆さんのご意見を整備計画に反映させるため、次のとおり整備計画(案)の縦覧を行いますので、ご意見等のある方は、期間内に意見の提出をお願いします。

あわせて、現在策定中の河川整備計画(案)について、皆さんのご意見をお聞かせいただきたく次のとおり住民説明会を開催いたします。

## 対象となる河川

古平川

## 縦覧について

### ○縦覧期間

9月1日(火)～9月30日(水)

(30日間)

### ○縦覧場所

- ・小樽建設管理部事業室治水課(小樽市奥沢1丁目21番1号)
- ・小樽建設管理部余市出張所治水係

お知らせ

## ○意見の提出方法

手紙又はFAXで小樽建設管理部事業室治水課(FAX0134-27-2354)まで送付してください。

また、縦覧場所に設置している意見箱でも提出できます。なお、電話による受付は行っておりませんのでご了承ください。

## 住民説明会について

### ○日時

9月8日(火) 午後6時30分から

### ○会場

ふれあいセンターさわえ

(古平町大字沢江町5番地6)

## ◇お問合せ先

小樽建設管理部事業室治水課

☎0134-25-2482

FAX0134-27-2354

# 登記に関するQ&A

## ～第6回「相続登記の手続きについて」～

4月号から連載でお知らせしている登記に関するQ&Aですが、第6回目は「相続登記の手続きについて」をご案内します。

**Q** 自宅など土地や家屋の名義人が亡くなった場合、名義変更(相続登記)の手続きが必要だと聞きまして、どのように手続きを進めたら良いですか？

**A** ① 判明している相続人全員で誰がどのような割合で財産を引き継ぐのか話し合います。このことを遺産分割協議といいますが、② ほかに相続人がいないことを明らかにするため、被相続人(亡くなった方)の出生から死亡時までの全ての戸籍を収集します。このほか、除票や相続人の印鑑証明書、新たな名義人となる方の住民票などが必要です。

③ 相続人が確定したら、①で話し合った結果を書面に残し、相続人全員が実印を押印します。(遺産分割協議書の作成)

④ 全ての書類を揃え、土地や家屋の所在地を管轄する法務局へ相続登記の申請を行います。審査が終わると登記識別情報(権

利証)が交付され、手続きは完了です。

遺言書がある場合は、話し合いではなく遺言書に従って名義を変更します。このほかにも、様々なケースがありますので、相続登記手続きでお困りの際は、登記の専門家である司法書士にお気軽にご相談ください。

今回は、第7回「遺言の方式」をテーマにご案内します。

ご不明な点は、札幌司法書士会までお問い合わせください。

## ◇お問合せ先

札幌法務局 小樽支局

☎0134-23-3012

ホームページ

<http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo>

札幌司法書士会 小樽地区

☎0134-62-6734

ホームページ

<http://www.sihosyosi.or.jp/>

札幌土地家屋調査士会

☎011-271-4593

ホームページ

<http://www.saccho.com/>

# 第65回社会を明るくする運動

第65回社会を明るくする運動の車両パレードが7月8日、古平町・北後志住民集会在が7月24日と29日に行われました。この運動は犯罪や非行のない明るい社会にするための全国的な運動です。

## 車両パレード

車両パレードは、この運動を普及啓発するために北後志5町村が一体となって各町村を回るものです。今年度は古平町が当番町村のため文化会館で出発式が行われました。

出発式では推進委員長の本間町長が「住民一人ひとりにこの活動の趣旨を理解してもらい、犯罪の防止や罪を犯した人たちを見守り支えていける地域づくりを進めていきたい」とあいさつをしました。その後、余市地区保護司会会長から法務大臣メッセージが本間町長に手渡され、警察や各町村など15台の車両によるパレードが実施されました。

## 古平町住民集會

住民集會では、事前に小中学生から募集していた標語や作文の優秀作品が発表されたほか、おおよそ80

の参加者は社会を明るくする運動について理解を深めるDVDを視聴しました。

優秀標語は応募総数148作品のうち27作品、優秀作文は応募総数9作品のうち6作品で、それぞれ本人が読み上げ、本間町長から表彰状と記念品が手渡されました。

本間町長は「さまざまな犯罪が新聞やテレビで見られるが、この運動を通じて町民のみなさんと一緒に明るい社会にしていきたい」と参加者に呼びかけました。



法務大臣メッセージを受け取る本間町長

## 【標語優秀作品】

### 小学生

- ・ ありがとう たすけてくれて おともだち
  - ・ あいさつで みんなえがおだ いいきもち
  - ・ あくしゅして けんかをしても なかなおり
  - ・ ゆずりあい あなたもわたしも あたたかい
  - ・ こんにちは あいさつ一つで にっこにこ
  - ・ ともだちと あそべばあかるい おもしろい
  - ・ 古平町 えがおピカピカ あったかい
  - ・ 元気よく あいさつをする わたしから
  - ・ ぼくたちは いじめをしない それがいい
  - ・ あやまろう ごめんねひとこと だいじだよ
  - ・ えがおはね みんなにつたわる メッセージ
  - ・ きづかない? その一言が きずつける
  - ・ ポイすては 町も心も よごれるよ
  - ・ ありがとう 言われた人も いい気分
  - ・ 友達 は 心の中の 宝物
  - ・ ありがとう みんながうれしい あい言葉
  - ・ 「それはダメ」 友達だから 言えること
  - ・ 気づいたら つづけちゃだめだ わるいこと
- |    |       |
|----|-------|
| 1年 | 木村 瑞穂 |
| 1年 | 丹後優里菜 |
| 1年 | 山寺流騎斗 |
| 2年 | 伊藤 妃愛 |
| 2年 | 茂野 祥大 |
| 2年 | 依田 那奈 |
| 3年 | 福井 杏奈 |
| 3年 | 福井 栞奈 |
| 3年 | 吉田耕太郎 |
| 4年 | 木村 天花 |
| 4年 | 横山夢結愛 |
| 4年 | 渡邊 美晴 |
| 5年 | 上野 杏奈 |
| 5年 | 木村 あい |
| 5年 | 野村 咲月 |
| 6年 | 平野 奈見 |
| 6年 | 丸岡 凜菜 |
| 6年 | 宮谷内圭大 |

町の出来事

中学生

- ・あいさつで コミュニケーション つないでく
- ・助け合い いつまでもずっと 友達だ
- ・あいさつは みんなをつなぐ 宝物
- ・こんにちは 見知らぬ人にも あいさつを
- ・薬物を やると出来ない 後もどり
- ・高齢者 バスの中の 優先者
- ・使い方 間違えないで SNS
- ・将来の 希望の光は 自分達
- ・マナーいはん 気づいていますか 周りの目

【作文優秀作品】

小学生

- ・きまりを守らない人たちについて 5年 上野 杏奈
- ・美しく、住みやすいまちにするために 6年 梅野 楓果
- ・見て見ぬふりははじめの仲間 6年 丸岡 凜菜

中学生

- ・ケータイとの向き合い方 2年 藤野 未来
- ・早寝・早起きすること 3年 森 綾菜
- ・家族の事情 2年 山口 夏生

北後志住民集会

29日には北後志住民集会が文化会館で開かれ、標語の部で古平小3年生の福井葉奈さんの作品が銅賞、古平中2年生の布谷航大くんの作品が金賞を受賞しました。作文の部では、古平小6年生の丸岡凜菜さんの作品が金賞、古平中2年生の藤野未来さんの作品が佳作に選ばれました。

私の主張として、古平小6年生の丸岡凜菜さんが金賞を受賞した作文「見て見ぬふりははじめの仲間」を参加者おおよそ150人の前で発表し、大きな拍手が送られていました。



上段 古平町住民集会の優秀標語・作文の表彰



下段 北後志住民集会で作文を発表する丸岡凜菜さん

9月の休日当番病院

- ◇9月6日(日) 田中内科医院 (☎22-6125)
  - ◇9月13日(日) 小嶋内科 (☎22-2245)
  - ◇9月20日(日) 林病院 (☎22-5188)
  - ◇9月21日(月) よいち北川眼科医院 (☎22-1308)
  - ◇9月22日(火) 池田内科クリニック (☎23-8811)
  - ◇9月23日(水) 黒川町整形外科クリニック (☎22-2447)
  - ◇9月27日(日) 森内科胃腸科医院 (☎32-3455)
- ※当番医の診療時間は9時～17時まで。
- ※夜間については余市協会病院で急に限り診療しております。
- 診療時間 午後6時～翌日午前7時
- 診療科目 内科、小児科、外科、整形外科

## 国や道などからのお知らせ

### 【全国一斉「高齢者・障害者の人権あしん相談」強化週間】

9月7日(月)から13日(日)まで、全国一斉「高齢者・障害者の人権あしん相談」強化週間です。高齢者や障害者に対する虐待や嫌がらせなど、高齢者や障害者の人権に関する悩みごとや心配ごとについて、法務局職員や人権擁護委員が相談時間を延長して対応し、解決に導きます。

相談は無料で、秘密は厳守されません。お気軽にご相談ください。

#### ○相談日時

9月7日(月)～11日(金)

午前8時30分～午後7時

9月12日(土)～13日(日)

午前10時～午後5時

#### ◇相談・お問合せ先

・みんなの人権110番

(全国共通人権相談ダイヤル)

☎0570-0003-110

・札幌法務局小樽支局

☎0134-23-3012

### 【国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで】

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです。(本来、国民年金保険料は2年を経過す

ると時効により納付することができません)この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。この制度は、平成27年9月30日を持って終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができます。「5年の後納制度」が始まりますが、「10年の後納制度」よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには申し込みが必要です。詳しくは左記へお問合せください。

#### ◇お問合せ先

・国民年金保険料専用ダイヤル

☎0570-0111-050

・小樽年金事務所

☎0134-65-5002

### 【借金・金融一般無料相談会の開催について】

北海道財務局の専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、あなたに合った解決方法を提案します。また、「預金・融資、保険など金融全般」のご相談も受け付けます。無料で予約不要です。

○日時 9月18日 午前9時～12時

○場所 後志総合振興局

◇お問合せ先

北海道財務局相談員直通

☎011-807-5144

### 【知っていますか？建退共制度】

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

○加入者 建設業を営む方

○対象者 建設業の現場で働く人

○掛金 月額310円

詳しくは建退協ホームページ

(<http://www.kentaiyo.taisyokuin.go.jp/>)をご覧ください。

◇お問合せ先

建退共北海道支部

☎011-261-6186

### 【戦後海外から引き揚げて来られた方々へ】

税関では、戦後海外から引き揚げて来られた方々からお預かりしました約87万円の次のような未返還の保管証券類をお返ししています。

○戦後海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・運輸局に預けられた通貨・証券

○帰国前に樺太(真岡、大泊、豊栄、留多加など)、満州(瀋陽、吉林、撫順、鞍山など)にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券のうち日本に返還されたもの

返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。お気づきの方はお気軽に最寄の税関までお問合せください。

#### ◇お問合せ先

函館税関監視部統括監視官部門

☎0138-40-4244

小樽税関支署統括監視官(取1)

☎0134-23-4163

函館税関ホームページ

<http://www.customs.go.jp/hakodate/>

### 【各種自衛官等の募集】

○自衛官候補生(男子)・防衛大学校学生・防衛医科大学校医学科学生・防衛医科大学校看護学科学生(自衛官コース)等を募集します。細部応募資格等についてはお問い合わせ下さい。

#### ◇お問合せ先

自衛隊札幌地方協力本部 小樽地域事務所

☎0134-22-5521

### 【無料法律相談のご案内】

毎月第3水曜日に無料法律相談所を開設しています。金銭、不動産、家事等の法律問題を札幌弁護士会所

属の弁護士が相談に応じます。お気軽にご利用ください。

○日時 9月16日(水)午後1時～  
○場所 余市中央公民館2F  
相談時間は1人、30分まで、事前予約が必要です。

◇お問合せ先  
役場 民生課 福祉係  
☎ 42-2181

【パナソニック電動アシスト自転車用バッテリー交換のお知らせ】

日頃は、弊社製品をご愛用いただき誠にありがとうございます。

さて、パナソニックサイクルテックが販売した電動アシスト自転車用バッテリーの一部において、製造上の不具合により、発煙・発火に至る可能性のあることが判明しました。対象となるバッテリーについて、事故防止のため無料交換を行います。

誠に恐縮ではございますが、バッテリー品番とロット記号をご確認のうえ、対象の場合は充電をしないで周辺に可燃物がない場所で保管し、左記のフリーダイヤルまたはホームページまでご連絡をお願いします。直接交換にお伺いします。

ご愛用のお客様には大変ご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。



品番	ロット記号
NKY 449B02	RA08
	RB01~28
	RC01~31 RD01~22
NKY 450B02	QL17~31
	RA01~31
	RB01~28 RC01~31 RD01~17
NKY 451B02	RA07~31
	RB01~28
	RC01~31 RD01~15
NKY 452B02	QL27
	RA01~31
	RB01~28 RC01~31 RD01~10
NKY 454B02	RA11~31
	RB01~28
	RC01~11

◇お問合せ先

フリーダイヤル  
☎ 0120-870-355

《受付時間》

・午前9時～午後9時  
（平成27年8月26日まで毎日）  
・午前9時～午後5時  
（平成27年8月27日以降、土曜日・日曜日・祝日を除く）

※お客様からご提供いただきました氏名・住所・電話番号などの個人情報、当該製品の交換以外の目的には使用いたしません。

町職員の人事異動

□8月10日付 ※（ ）は前職

【財政課】  
▼財政係長（保健福祉課障害者支援係長）細川正善

【保健福祉課】

▼障害者支援係長（財政課財政係長）瀬野尾裕人

108人が白熱した試合を繰り広げる

B&G北海道ブロック・スポーツ交流交歓会「剣道の部」



「日頃から厳しい練習で心と体を鍛えていると思います。その成果を十分に発揮してください」とあいさつし、古平中学校3年生の五十嵐美桜さんが「正々堂々と戦います」と選手宣誓を行いました。

試合は小中学生混成の団体戦と小中学生に分かれての個人戦が行われ、白熱した試合が繰り広げられました。

大会結果は次のとおりです。

◆団体戦

優勝 名寄市風連  
準優勝 砂川市  
3位 東神楽町  
斜里町

◆個人戦

優勝 新留湍貴（小平町）  
準優勝 土佐柊斗（小平町）  
3位 南条碧（砂川市）  
井上真凜（名寄市風連）

◆個人戦

優勝 渡辺康成（下川町）  
準優勝 仙座響（東神楽町）  
3位 今昭人（苦前町）  
杉山太一（東川町）

7月19日、古平町B&G海洋センターでB&G北海道ブロック・スポーツ交流交歓会「剣道の部」が開催されました。スポーツ・レクリエーション活動の振興と体力向上、健康の推進を図り交流を深めることを目的に毎年実施しており、全道のB&G海洋センター所在市町村より14チーム108人が参加しました。開会式では、大会長の本間町長が

8 / 1 (土)

「550人の利用者がビールやかき氷を味わう」～ふるびら温泉しおかぜ夏まつり



が当たるビンゴゲームやガラポン抽選会などが行われ、会場はおおいに盛り上がりしました。



8月1日、温泉交流広場で、「ふるびら温泉しおかぜ夏まつり」(株東洋実業主催)が行われ、大勢の町民が会場を訪れました。温泉利用者への日頃の感謝と今後の集客増に繋げるため始まった催しで、今年で4回目の開催です。天候にも恵まれ、550人が生ビールやかき氷、金魚すくいなどを楽しみました。水産加工品などの直売コーナーが設けられたほか、先着100人には無料で浜なべが振舞われました。また、温泉年間無料バスポート券などが当たるビンゴ

8 / 7 (金)

「れい明の里まつり」～社会福祉法人 古平福祉会



8月7日、町内で知的障害者や高齢者の施設を運営する古平福祉会が「れい明の里まつり」を開きました。各施設の利用者(園生)やその保護者、町民が交流することが目的で毎年開催しています。初めに、古平福祉会木村理事長は「今日1日皆さん一緒に楽しみましょう」とあいさつ。会場となったれい明の里グラウンドには大勢の町民が訪れ、古平福祉会職員によるビールや焼きそば、ヨーヨーすくい等の露店を楽しみました。ステージではふるつびのじゃんけんゲームや古平小学校6年生による南中ソーラン踊り、風花利用者の有志による歌謡などが披露され、まつりを盛り上げました。

8 / 7 (金)

「園児たちが出店や盆踊り楽しむ」～幼児センター七夕の会・七夕まつり



8月7日、幼児センターで、七夕の由来や意味を知り雰囲気を楽しむために毎年行われている七夕の会が開かれました。会では事前に作成していた短冊に書いた願い事「消防士になりたい」「保育士になりたい」など一人ずつ発表しました。発表の後、「たなばたさま」の歌や盆踊り、ゲームを楽しみました。夜には保護者会主催の七夕まつりも開かれ、浴衣や甚平を着た子どもたちが、保護者が用意した出店のかき氷やチョコバナナなどを食べ、盆踊りを踊り、七夕の夜の雰囲気を楽しむことができました。

# ふるびら 元気っ子

町内に住む満1歳になる子どもを紹介し  
ます。今月号は8月に誕生日を迎えた子どもです。



八幡 汰希 ちゃん  
8月2日生  
保護者 修 真さん  
みゆきさん  
(銀座)

(みゆきさんより)  
たくさん食べて、大きくなっ  
てね。

## 古中バドミントン部全道大会出場

7月31日から8月2日に釧路市で行われた第46回北海道中学校バドミントン大会(北海道中学校体育連盟など主催)に出場した、古平中学校バドミントン部2年の堀歌純さんが、7月24日、大会前に役場を訪れ、本間町長に抱負を語りました。

女子シングルスで全道大会に出場することになった堀さんは「1勝でも多くできるようにがんばります」と意気込みを語っていました。



本間町長は「練習の成果を存分に発揮してきてください。健闘を祈っています」と激励しました。

## 国勢調査 2015

### 国勢調査が実施されます

27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。今回の調査では、先にインターネットでの回答を受け付け、インターネットで回答されなかった世帯には紙の調査票を配布して調査を行います。紙の調査票は、調査員に直接提出いただくか、郵送でも提

出いただけます。9月から、調査員が調査のための書類をお配りしますので、回答をお願いします。皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願ひします。総務省・北海道・古平町



国勢調査については、「国勢調査 2015 キャンペーンサイト」をご覧ください。

<http://kokusei2015.stat.go.jp/>

重度の  
要介護の方

障がい者の方

妊産婦の方

に商品券5,000円分を配布します

今年度、北海道庁では経済的な負担を軽減するため、一定の要件を満たした要介護の方・障がい者の方・妊産婦の方で、申請をされた方に対して北海道内の取扱店でご利用頂ける商品券5,000円分を配布します。

#### 給付対象

- 要介護・障がい者の方
  1. 要介護認定3以上の方
  2. 障害支援(程度)区分4以上の方
  3. 特別障害者手当受給者の方
  4. 経過的福祉手当受給者の方
  5. 特別児童扶養手当受

#### ○妊産婦の方

平成27年1月1日から平成27年12月31日までの期間に「母子健康手帳」を交付された方で、申請時に北海道内に居住している方

#### 申請方法

○要介護・障がい者の方  
事務局より「事業案内兼交付申請書」が送付されます。「申請書」を返信することにより商品券をお送りします。

#### ○妊産婦の方

「母子健康手帳」交付時に役場保健福祉課で「商品券交付申請書」封筒を受け取り、「申請書」を返信することにより商品券をお送りします。

既に「母子健康手帳」の交付を受けている方は役場保健福祉課で「母子健康手帳」を提示のうえ、「商品券交付申請書」をお受けとってください。

商品券利用期間 平成27年10月1日～平成28年1月31日

このほか、詳細は特設ホームページ(<http://www.heartful-pr.emama-hkd.jp>)をご覧ください。

# いきいき・ほのぼの文芸

## 古平町岬短歌会



あれ程の花も終りてアカシアの葉は広がりぬ夏はまかせと 泉 清三  
 何処にて雨を凌ぐか小鳥達羽根をやすめて眠り居るかな 金子 寿子  
 歩む先ここのよ風吹き渡り虎杖の揺れゆれば増しゆく 坂本 信子  
 マンションの廊下を飾る季節の花今朝は眼を引くオレンジのバラ 鈴木 時子  
 久々に函館の友訪ね来ぬ互いにこれが終かと思ふ 田中 香苗  
 リラ冷えも背中にカイロ二枚はり日差しの合間に草ぬき終へぬ 寺田 カツ子

## 古平俳句会

海の日、海に溶けゆく夕陽かな 岬空のほしいまなる雲の峰  
 夕風や風も小舟もすべり行く 夏山の吞まれてをりし我が山家  
 渡辺 嘉之 室谷 弘子  
 待ち合はす少女のお洒落夏衣 懐メロや小母と合唱夜半の夏  
 スブランをそえて回覧届きくれ 潮風の夏座吹き抜く旧家かな  
 高橋 重子 仲谷 比呂子  
 エゾカンゾウ夏の夕に色重ね 山 口 哲  
 大風にかもめの翼動かさる



## 町長室から 雑感

今年の夏も昨年に続いて異常だ！連日のように「猛暑日」と「熱中症」という文字が新聞紙上で踊り、テレビメディアにも出さずっぱりである。人間の平常体温を超えるいわば風邪ひき状態にまで上がる気温の中、高齢如何に関わらず体調を維持し続けることは大変なことだと思う。道内でも今のところ（お盆前）昨年ほどではないが、所によつては多くの方が発症し犠牲者も出ている。これも昨年の夏から続くエルニーニョ現象による異常気象が原因だとされるが、今年はこの状況が昨年よりものな激しくなっており、既に最悪の記録となっている。また、熱中症は、本人を含め周囲の人も発症していることに気づかずにいることがあり、このことが犠牲を大きくしている要因でもあることから、お互いに注意深く見守りながら予防に万全を期しましょう！

古平町長 本間 順司

ご寄付いただき誠にありがとうございました(敬称略)

◎現金

100,000円  
田口博久(沢江町)

### おたんじょうおめでとう

氏名 生年月日 保護者 町内  
 秋田 雄希ちゃん 7・19 康雄 清住  
 工藤 明凜ちゃん 7・22 幸保 浜三

### ご冥福をお祈りいたします

氏名 年齢 死去月日 町内  
 横野 恵さん 91歳 7・18 沖町

### 町の人口と世帯数

前月比	(+4)
人口	3,342人
男	1,588人 (0)
女	1,754人 (+4)
世帯数	1,839世帯 (-2)
外国人	33人 (-7)
男	2人 (0)
女	31人 (-7)

(平成27年7月末日現在住民基本台帳人口)

